

鎌倉時代の宇佐八幡宮の年中行事に関する一考察

—石清水本「宇佐年中行事」の紹介を通して—

飯沼 賢司

はじめに

最近、私は宇佐弥勒寺と弥勒寺領の研究を進めている最中であるが、たまたま、今年の春、石清水八幡宮所蔵の『宇佐年中行事』とよばれる一冊の写本を拝見する機会を得た。史料は、ほぼ同様のものが「益永家記録」にあり、後半部の「弥勒寺領奉寄次第」以下に所収されている文書は、「益永家記録」から『宇佐神宮史』にもほとんど収載される。

また、前半部の「宇佐宮寺年中行事」については、『神仏分離史料』第十巻九州・沖縄編大分県（一九八四年、旧版は一九二五年～一九三〇年）が所収しており、原田敏明氏も『神仏分離史料』の旧版から、『日本祭礼行事集成』第四巻に収載している。しかし、『神仏分離史料』では「宇佐宮寺年中行事」の出典も奥書も載せられず、史料の時代も確定されていないため、編年史料集の『宇佐神宮史』にも收められていない。

宇佐八幡宮の宗教儀礼については、古くは中野幡能氏の『八幡信仰史の研究』や入江英親氏の『宇佐八幡の祭と民俗』などに詳しい研究があり、近年では、中野幡能氏が『日本祭礼行事集成』の「宇佐宮寺年中行事」を使い、「中世宇佐宮の祭会と郷莊の関係」（『九州中世社会の研究』所収、一九八一年）を発表している。『宇佐年中行事』については、このように、史料の大部分が紹介されているし、中野氏によって研究も進められている。

るが、史料はバラバラに発表され、原典の全容が公刊されておらず、史料の年代や性格が確定されていないため、史料として活用するには慎重にならざるを得ない。そのため、中野氏以降十分に活用されていないのが現状である。

本稿はそのような研究の現状に鑑みて、「宇佐宮寺年中行事」「弥勒寺領奉寄次第」を含む『宇佐年中行事』（底本石清水本）の全体を紹介し、その性格、成立年代、内容などについて若干の検討を加えることによって、八幡研究の進展の一助としたいと考える。

一 『宇佐年中行事』

注進

宇佐宮寺年中行事神事祭會
神官所司一具勤行次第

正月一日寅刻

宮寺拜礼

所司法服
甲斐袋 長講同
甲斐袋 堂達表衣白裳
甲斐袋

辰刻廟前寺家
請定 蒙御料每月朔日讀經發願法華
王

御導師講代啓白

所司法服
甲斐袋 供僧法服
甲斐袋 長講法服
甲斐袋 堂達表衣
甲斐袋

巳刻寺家朔拜 講廳着膳 顛倒以來講堂東廊

所司法服姿 婆同前 長講同前 堂達同前

御正躰還幸遠久良山本宮 ▲ 供奉人同前

二日夜修正儀式同前

所司神官以下社廳着座、權擬大宮司役

靈牀御行式同前 金堂修正同前

御正躰還幸

三日夜 修正儀式同前

神官所司以下社廳着膳權擬大宮司役

次同廳年分度者試絳法華、
最勝

次年分度者事、捧解文於金堂御正躰之御前、尊祝役令申、再拜之後、導師被授沙弥戒於度者矣、

修正同前 追儺 社家役

御正躰遷幸

四日未刻 修正結願於當宮齊前動行之、
彼式如發願

所司神官以下同前

申社廳着膳 権大宮司役

當座付御布施被物於神枝、大宮司以下祠官取之、御導師并所司等矣、

八日 未冠 最勝八講寺家請請定 請僧十口供僧 【十壇役】

戊冠 宮寺吉祥御願七箇夜
僧供

莊嚴、寺家役、

發願 祠官束帶 所司法服平袈裟

供僧同
平袈裟

長講同
甲袈裟

初夜導師

長講役法服
甲袈裟

法咒師同
朱甲

神分導師

講代衲衣

登高座以後奏三十二相礼樂矣、

唄 咒願 讀師 散花 梵音 供僧 錫杖 長講

九日 同前

十一日 同前

十二日 同前

十三日 同前

未冠 宮寺心經會於寺中牛頭天王之寶前勤行之、
佛供燈明
社家守家役、

祠官・廳内・檢非違使・御杖人已下僚々束帶

所司平製婆 供僧甲製婆 長講甲製婆 堂達甲製婆

登敬手 官幣 私幣等陰陽師申再拜

舞樂 東遊舞 十烈等

慈尊道場被供養心經矣

戌魁 吉祥御願例式
如前

十四日 結願同前

祠官入堂、最勝八講結願、行香

宮寺踏詣節會祠官出仕之行姓鎮西
無双之壯觀也

次達魔寺領莊々平均巡役也、今權門
地頭之中令對押事有之矣、

晦日 修學院沐浴一月會潔齋精進新也、

寺領佐田・深見兩莊之例役也、彼莊已下五ヶ所、自故土御門内大臣家御時、被押領以來寺役一向懈怠矣、

二月一日講堂二月會七ヶ夜

場力
莊嚴寺家社家役、

發願 所司 供僧 長講法咒師已下同前 尊導師如前、登高座、以後奏三十二相之禮樂、

唄咒14 讀師、散花梵音供僧、錫杖長講、夜別自日沒迄晨朝終、七導師勤修之、所謂日沒・初夜・神分・

半夜・後夜・牛王・晨朝等也、

二日夜例式 同前 三日夜 同 四日夜 同 五日夜 同 六日夜 同 七日夜 同 結願 同

八日 四王堂修正御願、壇供莊嚴、寺領向野日足兩莊役15 彼式如吉祥御願之練行矣、

初卯日 當宮御神樂17 自酉日至子卯日散祭、

祠官、廳内、檢非違使、御杖人以下僚々

所司、供僧、長講、堂達已下法服如常、

※「仲夏天皇御國18 十三日 開會承保四年
二月十三日始行
眞正記」

於宮之寶前、供僧成業衆勤之、

十五日 大菩薩御國關力閻

三月一日 一切經會宮寶前勤之、
請僧六十口

所司衲衣 供僧 成業衆各法服
甲袈裟 御導師 講代 讀師 所司宿老 祠官 廳内 檢非違使 御杖人已

下、

兒童 胡蝶 怜人奏曲、

請僧布施捧物被物等祠官所役之

19

次論匠五番 供僧學道衆勤、

二日

石塔會寺家請定於和間行宮勸行之

祠官廳內 檢非違使 御杖人已下、²⁰

所司 長講以下法服甲袈裟

御導師 講代衲衣 布施社家役祠官引之

相撲十列、無樂、²¹ 陰陽師申再拜

三日申魁 宮寺万燈會亦稱櫻會 寺家請定 請僧六十口、

所司衲衣 供僧甲袈裟 成業同 長講同 堂達同

法用同 一切經會 祠官祠官 廳內23 檢非違使御杖人已下

兒童 胡蝶 怜人奏曲、

子尅 講堂 傳戒 乞戒 懿法衆二十口、舞樂等、所司神官已下出仕如前、

四月24 一日 大菩薩御更衣、

同日 夏季樂、祠官廳內 檢非違使已下、

八日 寺家灌佛會、

御導師衲衣

所司法服 平袈裟

長講同 平袈裟

祠官 束帶

御杖人

※『大多羅志姫御國閏』
〔關力〕
寛正記】

十三日 夏季八講發願四ヶ日目今日
至十六日也²⁷

28

※『十四日 恒例大仁王會、公家御祈禱云々、講僧百人寺六十人請之、但此内
若宮三人在之』

十五日 宮寺安居發願、一夏不断供花、

公家・武家御祈一夏六齋日所司・供僧等勤之、

*「自二月二十日至七月十四日」
講說 法華、²⁹ 最勝、³⁰ 七月十五日

*「自發願日至五月廿九日」
御導師法服、³¹ 讀師法服、³² 登高座樂、³³

所司法服、³⁴ 平袈裟、³⁵ 長講同平袈裟、³⁶ 堂達表衣白裳、³⁷ 四箇法用如例³⁸

祠官法服、³⁹ 廟内、⁴⁰ 御杖人已下、⁴¹

十七日 大多羅知姫御國閏三十講發願五ヶ日自今
日至廿一日、⁴²

廟前發願

所司法服、⁴³ 講衆、⁴⁴ 供僧成業四十口法服五
帖袈裟

僧膳布施等寺家役、又所司・供僧已下巡役有之、

五月一日 野馳競馬十番稱馬足久良部

三日 内乘競馬十番鞭久良部稱之

祠官衣冠 廳內口下帽衣

五日 宮御炊殿節供、

午剗 五月會、

神輿臨幸于馬場頓宮、

祠官³⁴ 廳內 檢非違使 御杖人口下、

所司三綱^{法服平袈裟} 長講同 堂達^{表衣白裳}

競馬十番

豐前國在廳參向稱官人 前代國司自參、

官幣以下役有之、舞樂陵王納曾利等、

六月十八日 宮蓮花會※「供僧 真正記」

廿八日 寺蓮花會

所司^{法服五帖袈裟} 供僧 同 長講同

晦日 御祓會³⁶ 十一日年分饗、長吏御所法橋備之、

神輿爲江海御祓臨幸于和閭濱之離宮、

神輿、廳內・檢非違使以下供奉、神官束帶騎馬、

所司・供僧・長講法服參向馬場廳、

法用 四智讚 鐘鉢

還幸之時、讀阿弥陀經、誦錫杖矣、

七月一日 宮季樂

七日 同御炊殿節供、

祠官 廳内以下神官束帶、

十四日 寺自恣布薩、

所司・供僧・長講已下法服五帖袈裟、³⁸

十五日

宮安居結願有行香 神官 束帶 講讀二師法服甲

所司法服甲

供僧同甲

堂達甲法服白裳、

着膳宮役

相撲十番同役

師子舞宮寺役

十六日

安居僧供頭已下巡役 所司供僧

八月一日

放生會、和間濱屋形本立、廢務

^{付「殺力」}
³⁹禁制放生

自今日至十五日也、

細男表異國降伏矣、十五ヶ日同之、

七日 同屋形賦、

十一日 宮試樂 相撲十番稱內取

十三日 同和間屋形見、

十四日

神輿臨幸于和間頓宮在嚴宮寺役、

祠官・廳內・檢非違使已下供奉神官東帶、騎馬、

請僧百二十口寺家、⁴⁰
請定、

所司法服
甲製裝

供僧同甲

成業41
製裝

長講同甲
製裝

菩薩「鬱力」
師子、寺役、

樂人・伶人等列參鳥居之前、

堂達甲表衣白裳
42
製裝

子尅 法華懺法、 請僧二十口、

同尅 傳戒・乞戒、

丑尅 神樂 神官 伶人

十五日寅一點 相撲十番、 神官頓宮南庭坐⁴³

卯尅 自頓宮行幸于浮殿、

祠官大宮司
已下 廳內・檢非違使・御杖人等已下、

所司納衣 御船會導師 小講代納衣

對揚導師 供僧納衣

辰尅 龍頭鶴首之船浮海上、奏音樂、

同尅 傀儡子之船同浮、而表異國征伐古樣矣、

巳尅 還幸于頓宮、

午冠 集會乱聲、神官・請僧等着帳屋、講讀二師 登高座樂、⁴⁴

法華講說、※「三部經法則有之、四ヶ法用 宮人正記」

依神託養老二年被始行當會以來、異國降伏御祈之由啓矣、

法用如常、舞樂、請僧布施祠官廳内、取之

申冠 御驗奉向西 西舞臺奏舞樂、

酉冠 還幸于本宮 所司・供僧・長講等、於社廳讀阿彌陀經、誦錫杖等矣、

九月九日 御炊殿節供、

神官出仕如例

※「是大念佛會也」十三日 寺喜多院常行堂引聲發願三ヶ日自今日至十五日也、

供米七石内佛供二石、請僧析六石各一斗一升五合津布佐莊御米内

所司・供僧・長講等出仕如常、

廿八日 秋季八講四ヶ日、自今日日至十月一日也、

供僧 成業衆※「長和二年九月始行 寛正記」

十月一日 大菩薩御衣更同日季樂、祠官・廳内、檢非違使以下、

八日

横板毎頭番進酒肴、食堂盛之、所司・供僧集會、

※「十一日一年分饗」
※「十二日二年分饗」
※「十三日三年分饗」
※「已上イ本悉」

※「ハリカミ
已上三年分饗了
者謂成業歟」
了本松」

講衆十口法服⁴⁷ 所司⁴⁸ 同平
甲製裝 長講⁴⁹ 同平
同平
祠官⁵⁰ 東帝
長講⁵¹ 製裝

結願⁴⁶ 行香

※「十四日蓮臺寺頭
十六日勾當イ頭」
「已上本悉」

一向對掉、

十一月 初卯日

冬御神樂 官幣使

件僧供之頭者、豐前・豐後兩國寺領地頭等代一度之勤役也、近年、或募權門威、或寄事於異國警固、

廿四日 寺大師供、論義講有之、

神官・所司參勤之次第、相同于春御神樂矣、

廿四日 寺大師供、論義講有之、

請定着膳公文所表衣五帖、供具⁵³ 寺家 所司・供僧役、

所司・供僧・長講⁵² 下法服
甲製裝

僧膳、所司・供僧巡役、

十二月十二日 冬季八講發願⁵⁴
至十六日、自今日

供僧・成業、

十四日 大菩薩御誕生會、論議講有之、⁵⁵

同前※【大治二年始行】

同⁵⁷日 童堅義、

十九日 寺佛名會發願⁵⁸三ヶ日、自今、寺家請定、所司・供僧・長講已下法服、
日至廿一日同前

廿三日 宮佛名會、寺家請定、所司・神官出仕⁵⁹如常、

同日 八子祭、

晦日 御炊殿節供、

同日 河祓、神官出仕⁶⁰如常、

同日 豊前國貢進白散、

一、宮六箇年一度八ヶ社行幸會⁶¹寺家請定

田笛社⁶² 鷹居社⁶¹ 濑社⁶³ 泉社⁶² 乙女社⁶² 大根河社⁶³

祠官・廳官・檢非違使・御杖人・陪從・舞人已下、

所司⁶⁴ 法服平⁶⁴ 供僧⁶⁴ 同甲⁶⁴ 堂達⁶⁴ 同甲⁶⁴ 裴裝⁶⁴

一、宮⁶⁷三十三年一度造營分⁶⁸寺家請定

假殿 縱柱上棟、

府官束帶 神官同 所司法服平⁶⁸

長講同平

堂達表衣白裳、⁷⁰
平裝⁷¹

同遷宮

都督近來無

九州宰吏同

府官少貳已下

東帶宰府伶人

樂人奏右舞樂、

祠官廳內

檢非違使已下神官

當宮伶人

樂人奏左舞樂、

請僧白二十口

⁷²寺家請定、所司法服⁷³

衲衣供僧

成業長講同甲裝⁷⁴

甲裝堂達表衣白裳、

菩薩師子等

將軍家御祈⁷⁵

仁王經 所司供僧勤之、

本宮豎柱上棟、

府官束帶⁷⁶神官束帶⁷⁷所司法服平⁷⁸長講同平⁷⁹堂達表衣白裳、⁸⁰平裝⁸¹

同遷宮

都督近來無⁸²

九州宰吏同⁸³

府官少貳已下

東帶宰府伶人

樂人奏右舞樂、

祠官廳內

檢非違使已下神官

當宮伶人

樂人奏左舞樂、

請僧84百二十口寺家請定、當寺檢校長吏法服衲衣・所司法服供僧同甲袈裟、

菩薩・師子等

將軍家御祈、

御神樂 神官

仁王經 所司・供僧85、

此外

一、宮寺公家御祈、

一、同武家御祈、

一、異國降伏御祈、

右、宮寺佛神事以下御祈禱等雖多之、式日恒例御願齋禮等注進如件、

注⁸⁶
進

宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司等領代々聖主勅裁事

一、大菩薩天平九年四月七日御託宣傳、爲導未來惡世衆生、以藥師・弥勒一佛爲我本尊、理趣分・金剛般若・光明真言陀羅尼所念持也^{云々}、

又云我^礼當來導師弥勒慈尊^乎欲崇^布、建立伽藍奉安慈尊^利、一夏九旬^乃間、每日奉拜慈尊者^云、然者、

臨幸之御座石大講堂前金堂後戶之中間在之、于今爲石牀令現在者也、仍
聖武天皇同十年五月十五日、不違誓託、被差遣勅使於宗廟之砌、製創數宇之堂舍、奉安置弥勒慈尊於
大講堂、被安置藥師如來於金堂之條、本緣異于他、然後、又云、吾社^波以芝^天畏棟、吾寺^波以瓦畏棟、
末代^乃人^波重社^天、輕寺安^留念^於察之故也^{云々}、

然者、不違靈託、於社者以芝畏棟、至寺者以瓦畏棟、自古于今無相違者矣

又云、縱雖惱吾身、無煩我寺者^云、

又云、吾社^乃以舊材木^弓吾寺^於爲令修理^仁、三十三年一度可令改造也^云、

仍、於正殿古木者、每度造替之時、被渡于當寺之條、不違 灵託者也矣、

又云、借神道名者、暫爲度邪衆、慈尊乃出世必可得脱者云、^云

一、尊神重常寺御事

天平十六年八月十四日、爲被行放生會、令出和間之濱坐、御行路次御寺後戸順路也、而虛空有聲言、我道場之邊、爭加可通神輿哉、御堂影阿耶宇志者、御聲自青天雨降、神語變紫雲而落、爲胎瑞相之不變、成石不朽、依顯神威之常住在今知者者、御影之石牀者是也、御寺之東北之白柱者五丈三尺有之、此石長三尺三寸、廣一尺二寸、入底不知之、每年七月十五日宮寺令相對於彼石牀之前、被行節會矣、^古其時被治定八月放生會之請定者也、無當會勤行者、可令延怠式日放生會事、

神慮難測矣、

^一、弥勒寺領奉寄次第

聖武天皇宸筆御起請文

勅旨綿六萬屯 稲六萬

右爲豐前國宇佐

坐八幡宮^大_{神所乍}

寺塔・金堂・法堂⁸⁸

屏僧房等割

之并大寄府⁸⁹

在彼官人悉存

拾穂匪解別事

作其專當官

名實錄秦聞

天平勝寶元年十⁹⁰廿九日

豐前國弥勒寺學分

綿壹萬屯 稻壹^拾萬束

墾田地壹佰町

以前捧上件物、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說悉今盡、遠限日月窮未來際、敬納彼寺永爲學分、依此發願

太上天皇沙弥勝滿、諸佛擁護、法樂熏質^{〔命脱カ〕}、万病消除、壽延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟

群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道、復誓其後代有不道之主、邪賊之臣、若犯用、若破障、而不令勤佛事者、是人必得破辱、十方三世諸佛菩薩一切賢聖之罪、終當落大地獄、無數劫中、永無出離、復十方一切諸天・梵王・帝尺・四大天王・天龍八部・金剛蜜跡・護法護塔大善神王、及普天率土有大威力天神地祇・七福尊靈、并佐命、立功大臣・將軍之靈共起、大禍滅之災永滅子孫、若不犯觸敬勤行者、世々累福紹隆、子孫共出塵域、早登覺岸、

天平感寶元年六月廿三日

奉勅正一位行右大臣兼大宰帥橘宿祢諸兄

右大臣 從一位 藤原朝臣 豊成

大僧都 法師 行信

大政官牒 八幡宇佐宮弥勒寺_衙

雜事陸箇條

一、任先例符旨、支配管内諸國建立堂舍事、

右、大政官今日下太宰府符旨、得八幡宇佐宮弥勒寺講師傳燈大法師位元命去四月廿八日奏狀稱、堂舍建立之後、公家定下造使、致修理之勤早、近代無職掌人之間、參議藤原朝臣_(有國)為大貳時、遣府使於寺家、

悉以注損色、便言上之日、支配管内諸國可令建立之由、給官符已早、而當時帥卿不放施行府、因茲于平惟仲_(符々)⁹⁶

今未致造寺之勤、然則重給官符、任彼先日支配符旨、令修造者、右大臣宣、奉勅、依請者、

(貼紙)
※「称念院眞跡寫」

自餘中間畧之、

以前條事如件、府宜承知、依宣行之者、宮寺宜承知、牒到准狀、故牒、

一条天皇

長保六年六月廿二日

右大史正六位坂本朝臣

牒 在判
後人傳會也、下依之

參議正三位行右大辨侍從美作權守藤原朝臣_(行成)_{在判}

一、白河院御宇新寶塔御建立事

宇佐僧二人 永耀 神忍

右、僧二人依天氣彼^宮塔御塔、每日爲令勤仕法華供養法、於南面授件法早、願至來際師資相承可祈寶祚長久天下太平、此由可觸宮寺矣、⁹⁷

永保元辛卯九月廿一日甲辰、

比叡山延暦寺灌頂阿闍梨清淨金剛授之在判

院廳下 太宰府在廳官人等

可早任道理、停止鎮西有勢土民等、各以武威弓地頭卜司、押領八幡宇佐弥勒寺御領庄園、不辨所當不從寺役事、

※「東鏡第二」^{〔三カ〕}加入之

元暦元年十月廿八日、
石清水別當成濟法印申興行兩案所被申
京都也俊兼奉行之
成濟法印申
亦勒寺庄之事
右兩件任道理可
候早沙汰之由被仰可
此旨被行善候也神社事自然可
上月廿言候也便事候以然可
謹上大廿八日賴朝
大藏卿殿」

右、得彼寺所司等今月日解狀稱、謹檢案內、當寺者天平勝寶年中依 大菩薩之御託宣、所被草創也、
即始置長日不退・式日恒例大小顯蜜種々佛神事、奉賚神明權化之威光、奉祈聖朝安穩御願、其佛聖燈
油・神用佛具・僧衆神官衣糧・修理治用途斬、寄進御庄御領、所被支配也、併爲一色不輸之地、遂期
三會逸多之晚、事之嚴重不遑記錄、彼御領各在九國、忝守神靈之御起請、無背寺務之下知、而近年以
來、鎮西有勢土民等、或成權勢武家郎從、或稱得替別當之宛文、有弓地頭、有稱下司之族、押領御庄
園、不濟所當、因茲佛神事用、悉以闕乏、僧徒神官等失依怙、朝歎夕歎、注寺家之欲滅、寤念寐念思、
神德之惟新、然間、海西波澄、欲復往古、天下風靜、可及涼素、當寺之可中興、已當此時、其中第一

之訴訟、在地頭下司之濫行、件輩一々不被停廢者、雖歷万代、不可復舊儀歟、然者雖向後、如此之輩若出来者、永可被禁揭「退カ」、夫朝家者、依神明之鎮護而泰平、神威者、依朝家之崇重而赫然、情思此次第、旁足仰恩禮而已、望請廳裁、任道理被停廢件地頭下司輩者、且期庄園之興復、且誇寺家之繁昌者、如彼有勢之土民等所行、甚以不穩便、早任道理、宜令停止無道之押領狀、所仰如件、在廳官人等宜承知、依件行之、敢勿違失、故下、

後鳥羽院

元暦二年四月廿二日

別當大納言兼皇后大夫藤原朝臣〔103〕
〔宮脱ガ〕
〔美房〕
〔在判〕權中納言藤原朝臣〔成範〕
〔実房〕
〔在判〕民部卿藤原朝臣〔在判〕左衛門佐兼皇后〔親宗〕
〔宮〕
〔在判〕參議讚岐守平朝臣〔泰経〕
〔在判〕大進藤原朝臣〔親雅〕
〔季能〕
〔在判〕判官代宮内權少輔藤原朝臣〔美房〕
〔在判〕左少辨平朝臣〔在判〕主典代兼皇后宮大進大江朝臣〔在判〕大藏卿兼備後權守高階朝臣〔泰経〕
〔在判〕右京大夫藤原朝臣〔光雅〕
〔季能〕
〔在判〕左大辨兼皇后宮亮藤原朝臣〔光雅〕
〔在判〕

院廳下 宇佐弥勒寺所司等

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以豐後國浦部拾壹箇庄、如本返付寺家、勤行恆例臨時神事佛事、¹⁰⁴
修造堂舍塔婆破壞事、^{六條院}

八坂庄	大神庄	日出庄
由布庄	伊美庄	岐部庄
白野庄	香地庄	竹田津庄
眞玉庄	姫嶋	都甲庄
草地庄	山香庄	藤尾寺

已¹⁰⁵上庄々四至載久安广下文之、

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去、二月日解狀偶、謹檢案內、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖主
勅免庄園也、以其所當地利、被免置恆例佛神事・寺家修理之用途、敬于所修之行業、奉賚八幡三所之
法樂、奉祈百王十善之寶祚、蓋是依大菩薩御託宣、被定置之事也、仍朝家之崇重勝他、宰府之欽仰無
双也、¹⁰⁶領^カ園雖有增加之儀、全無停廢之人、其中一兩之宰吏、不知子細、聊成妨之時、經奏聞、烏
羽院當院御時、可停止其妨之由、被成广御下文早、其度無牢籠、送年序之間、^(藤原)賴輔卿拜任之後、令押
領之處、寺家注子細依訴申、仁安二年重賜广御下文早、雖然無指故、猶令國領、送歲月、以彼庄々取

出、所被宛置之佛神事堂塔修理修造、併以斷絕旱、於件國御領庄々者、本相折有限之上、全無餘剩、仍失計略、拭愁淚歷星霜、當國宰吏之中、令押領此庄々輩、皆以有事歟、所謂、季兼朝臣之任、橫押

領之處、季兼受重病之刻、自身託宣、忽書怠狀、納寶前旱、其時日代河内權守中原資職、此領之内停

廢八坂庄¹⁰⁹之日、現奇特、於庄堺令頓滅旱、見前車之覆、豈無後事之恐哉、咽而又不申此旨者、為朝家

為寺家、旁有其恐、仍忘憚所言上也、抑兩三年不憚神威、武士乱入之間、壞堂塔而為薪、破佛像而求

寶、折破眉間而取白玉、裂穿御身而伺黃金、其間狼藉難盡筆端、自餘事以之可被察、委細退可注進歎、¹¹⁰

又宇佐每三十、跡形之¹¹¹。彼浦部十五ヶ庄如元不被返付寺家者、廻何計畧、可致其勤哉、件正遷宮巡

年已在近歎、自前二十八年、入御社、檢其材木者例也、年記被定置、舊基已如此、云此裁定可在今明、若及遲歎者¹¹²、

為恐後御勘發、同所申上也、望請天裁、且依往古寺領理、且任度々宣旨

并代々廳下文、停止國妨、如本以拾五ヶ庄返付寺家、勤行恆例臨時神事佛事、令修造堂舍侵瀝之破壞、

兼可令營勤有限遷宮役之狀、所仰如件、所司宜承知、依件用之、敢勿違失、故下、

後鳥羽院
文治二年四月十三日

別當左大臣藤原朝臣^(経宗)

内大臣兼左近衛大将藤原朝臣^(実定)

判官代攝津守藤原朝臣^(長経)_{在判}

主典代式部正兼皇后宮大進大江朝臣^(織力)_{在判}

少納言兼侍從河内權守源朝臣^(定房)_{在判}

前權大納言源朝臣(兼雅)在判

左少辨藤原朝臣(親経)在判

權大納言藤原朝臣在判

勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣(定経)在

權大納言兼右近衛大將藤原朝臣(良通)在、

左京權大夫藤原朝臣(光綱)在、

民部卿藤原朝臣(成範)在判

左衛門權佐平朝臣在、

權中納言藤原朝臣(朝方カ)在、

左少辨藤原朝臣(定長)在、

權中納言兼左衛門督皇后宮權大夫藤原朝臣(実家)在、

民部權大輔藤原朝臣在、

權中納言兼右衛門督藤原朝臣(家通)在、

左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣(親雅)在、

權中納言藤原朝臣(定能力)在、

民部權大輔藤原朝臣在、

參議右衛門督兼加賀權守藤原朝臣(隆房)在、

左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣(光長)在、

造興福寺長官參議左大弁勘解由長官兼遠江權守藤原朝臣(兼光)在、

右京大夫藤原朝臣(李能)在、

內藏頭藤原朝臣(經家)在、

修理左宮城使左中辨阿波介藤原朝臣(光長)在、

修理右宮城使右中辨源朝臣(兼忠)在、

左辨官下 太宰府

後冷泉院

應任天喜元〔元〕例八幡宇佐大宮司宇佐公通宿祢井弥勒寺司相共造營當守金堂一字事

*「御正躰者准鑑」□如像之神体也

右、得彼寺所司等去正月四日解狀僕、謹檢案内、當寺者大菩薩御願、嚴重異他之仁祠也、大菩薩、藥師・弥勒為御本尊、有御託宣建立云、因茲金堂本尊者藥師、講堂本佛者弥勒也、御願佛事宇佐宮神

云

又寺家所司・供僧爲用僧被行之、先正月元三日夜者、金堂御行、是則宇佐宮御修正也、於寶前發願結願有各退出之間、有此事、先召問當番長講神兼之處、由云、御修正早、休息一寢之程、此火出來者、於元發者不知給之、但自正面二間底燃上之時見付云、竊考舊實〔元〕、天平年中草創以來、歷四百餘廻春秋之

間、仁和・永承二ヶ度有燒失云、其各數宇堂塔拂地併成灰燼早云、而今度只金堂二字炎上、抑四面在堂塔、相去比檣、所謂東面有經藏、中間四丈六尺、南面有東三重、西三重兩塔、中間各四丈、西面有鐘樓、中間四丈六尺、北面有講堂、中間四尺、金堂安中央、壇場殊高、虹梁棟天、當堂炎上之日、

四面堂舍壹字不可殘早、于時大雨徐降、而濕消羅、嚴風尚不吹、而炎光直登、加以於境外、或有不降

〔元〕

118

〔丈カ〕

119

〔丈カ〕

雨之所、域有疾風吹之村云、爰至于堂伽藍之砌、風雨應宜之條、炎上之中、可謂奇特歎、倩案物、

¹²⁰

去元曆元年七月豐後武士亂入宇佐宮之魁、宮寺併成汙穢地畢、其時寺家固可被清行之由、所司頻雖令申、無其沙汰、令默止早、而適大菩薩御坐御堂一字炎上之條、若是神慮令然歟、凡鎮護國家道場也。

^{汚カ}

¹²¹

速欲被經奏聞、仍所司等參洛之程、不易日不改時、先以脚力言上事由者、

左大臣宣、奉

勅、依諸卿定申、堂宇者任天喜例、令大宮司并寺司等造營、於院內堂塔已下者、宇佐宮遷宮以後、任

先例令修補之者、府宜承知、依宣行之、

後鳥羽院

建久三年十二月一日

史缺
太夫小槻宿祢

右中辨官下

在判
左辨官下 太宰府

應且依天喜官符、且任建久宣旨、仰大宮司宇佐宿祢公仲、令造營 八幡宇佐宮弥勒寺金堂半分事、右、得彼寺所司等去月廿日解狀稱、謹檢案內、當寺者、依 大菩薩御託宣、天平年中草創、金堂安置藥師如來、講堂鎮座弥勒慈尊、各丈六金容殊嚴重伽藍也、件金堂五間四面、當寺檢校与宇佐宮司相分半分、一間半令造營者先例也、且天喜元年官符支配明鏡也、而金堂去建久二年失火出來炎上畢、同三年任天喜之例、又寺司宮司各半分可造營之、至于諸堂塔者、可文配管國之由、被下 宣旨示、其後無

何遲怠之間、同五年六年九年相并四ヶ度被下 縄旨、其狀案文度々令進覽早、此内金堂半分、爲宇佐大宮司役之處、宮司等或令逝去、或不落居、諸推移早、爰公仲宿祢補大宮司、於今者、早任 宣下之狀、當堂半分、不日可遂造營之由、欲被仰下者、權大納言源朝臣通具宣、奉 勅、依請者、府宜承知、依 宣行之、

建保三年九月十一日

大史小槻宿祢

小辨¹²²藤原朝臣

自餘宣旨官符廳御下文署之、

左辨官下 太宰府

應任 八幡宇佐弥勒寺所司申請、且停止諸堂塔領供僧調直承仕等職甲乙男女私相傳、爲寺家進止撰補器量侶、且以見米進納寺庫佛聖燈油以下耕田事、

副下 寺用注文一通

右、得彼寺所司等去七月日解狀備、謹檢案内、當寺者、聖武天皇御宇天平九年依大菩薩之御託宣被建立、講堂・金堂・四王堂等、奉安置弥勒菩薩・藥師如來・千手觀音并四天王像以降、代々御願連々而相續、所謂村上御宇則建立本三昧堂、安置普賢菩薩像、後一條院後宇又建立新三昧堂・安置普賢菩薩塔^{西常行堂・西寶塔}寺、被安置釋迦・阿彌陀・普賢・毘沙門等像、後朱雀院御宇建立西三重塔并東寶塔、奉安置釋迦・

多寶・千手觀音等像、後冷泉院後宇建立蓮臺寺、被安置文殊師利菩薩像是也、加之天平十五年為攝錄家御願、¹²⁴起立東三重塔、又寬弘年中為同御願、被建立喜多院法華堂・同常行堂願、此外堂舍塔婆、建立之子細且載于注文、倩案事情、或經起於列聖之勅願、或又出柄臣之哲慮歟、旨不容易、禽筆難記者歎、然間各定置庄保析田等、相充佛聖燈油以下之供析、補置供僧調直等、勤修天長地久之願、而星霜多積兮、堂塔漸顛倒、荊棘空封兮、尊像纔相殘、是則有限之寺領者、稱各別相傳之地、不辨勤寺用寺役、無上之寺用者、成甲乙男女之領、專抑留佛物、希雖有辨濟之号、更不備寺家之用、或以涓塵之代物、致巨多之立用、或割最薄之田畝、宛嚴重之供歎、是併領主之奸計、近來之云爲、綽之次第、有名無实也、又於諸堂塔領、供僧調直以下職者、爲寺家之進退、撰補器量之輩者定例也、而頃年或号代人之寄附、或稱本主放券、道俗男女非器不法之輩、相兼數口之供僧調直、押募所々之佛聖燈油供米、不顧寺之荒蕪、偏爲身之依怙、內違三寶之冥慮、外背累代之勅願、罪業之至、責而有餘、寺門之衰微、職而由斯矣、望請 天裁、^{〔衍カ〕}¹²⁵ 於於堂塔領供僧調直以下之寺官者、不限甲乙男女、都而停止私相傳、爲寺家之計、可撰補器量之輩、於佛聖燈油以下析田辨濟者、以見米可進納寺庫、至難済之庄々者、抑領家之得分、可致其沙汰之由、被宣下者、所司等將感御願之復舊規、再知永平之滿新治者、中納言藤原朝臣爲氏宣、奉勅、依請者、府宜承知、依宣行之、

「八十九龜山院」

文永元年九月廿三日 大史小槻宿祢有家

中辨平朝臣高輔

一、大菩薩御託宣傳

吾以十二月晦夜寺家乃移坐志豆修正三ヶ夜乃間、佛後戶外跪候志豆、衆僧入堂乃後佛前乃露地仁參候志豆、
奉祈 天朝者云、

神託不輒、每年正月三ヶ夜、神躰臨幸當寺、被始御修正之後、宮寺年中八十餘度云、大小佛神事見
年中行事等矣、然者無寺而不可有神事、無社而不可有佛會矣、

一、尊神三歸五戒御師每年度者本緣事、

天平廿九年月一日御託宣傳、

吾礼者日域鎮守乃太神、昔波第十六代乃帝王、今波百王守護乃誓神、先仁波獨率。數万之軍兵志償、隼人
於殺害志天、大隅日向於平計利、後仁波此等乃生類於爲救仁、三歸五戒於持牟土思布、仍每年仁一人乃度者於儲
弓号年分弓、吾神乃名於授弓令祐候社仁、氏人等仁法華最勝於習三歸五戒於持世弓、每月六齋日辰時仁
三歸五戒於傳受世牟、歸依三寶持戒乃力仁依、後像末乃邪神於滅亡志天、天帝御命於守護奉良牟毛、
乃曾

每年正月三日之夜、於宮廳調儀式寺官社官相對、以度者令讀法華・最勝王經、試僧法之棧要

号試經、令得度于當寺、授神字爲其名、令住神名、自翌年經寺之成業扈從佛神事矣、

太政官府

太宰府

應令豐前國 八幡戶人每年一人度者

宜得度入彼國弥勒寺者

右、被太宰府去天平感寶元年七月六日符傳、被太政官去六月二十三日符傳、今月二十三日奉

國八幡戶人、每年一人度者、宜令得度入彼國弥勒寺、府宜承知、准勅施行者、符到奉行

參議從三位左大辨勘解由長官藤原朝臣

正五位下行左大史周防權守惟宗朝臣

天平感寶元年七月廿三日 『勝』

太政官符 太宰府

應令豐前國 八幡戶人每年二人度者入弥勒寺事

右件年分、宜加度二人者、彼寺每年試度、宜承知、准勅施行者、符到奉行、

參議正三位藤原朝臣

勅豐前

【六十一 朱雀天皇】
天慶三年八月廿七日

宇佐宮年分僧登壇受戒事、於觀世音寺流西所々者、可被造替、至警固事者、無緩怠儀之様、殊可下知之由、被仰武家、兼又四月八日止餘所之戒者、以當宮年分僧、可遂登壇受戒之由、可令下知神官・所司・供僧等之旨、天氣所候也、以此趣、可被申近衛大納言殿候哉、仍執達如件、
永仁六
(兼教)

六月十三日

右中將實躬(三条)

前刑部卿殿

宇佐宮年分僧事条々

綸旨如此之上、更開門戶、可執行佛神事之由、可有御下知之旨、可申之旨候也、仍言上如件、仲親恐

惶謹言、

永仁六

六月十五日

仲親奉

進上 大貳殿 自餘署之、

宇佐宮神官所司等解狀副見事書カ、子細見于狀候間、可令執奏給候條、恐惶謹言、
128

【後醍醐】
元應二月十七日

太宰師實香(宣房)

万里小路前中納言殿

宮進上當年々分度者三人事

一人 封戸郷戸主宇佐幸景戸口宇佐千陀羅丸

一人 同郷戸主宇佐幸景戸口藤原百益丸

一人 同郷戸主宇佐幸景戸口藤原房丸

右、年分度者、依例進上如件、

後西

元亨三年正月三日 封戸郷大領辨官田部宿祢

130

向野郷大領弁官宇佐宿祢

辛嶋郷大領貫首漆嶋宿祢

高家郷大領弁官漆嶋宿祢

宮進上 當年々分度者三人事

一人 封戸郷戸主宇佐幸景戸口宇佐千陀羅丸

一人 同郷戸主宇佐幸景戸口藤原百益丸

一人 同郷戸主宇佐幸景戸口藤原房丸

右、年分度者、依例進上如件、

元亨三年正月三日 権祝大神朝臣在判

祝 大神朝臣在判

權擬神主大神朝臣在判

擬神主大神朝臣在判

權神主宇佐宿祢在判

神主宇佐宿祢在判

權擬少宮司大神朝臣在判

擬少宮司宇佐宿祢在判

少宮司大神朝臣在判

權擬大宮司宇佐宿祢在判

擬大宮司宇佐宿祢在判

權大宮司

大宮司宇佐宿祢(公數) 在判

可令登壇受戒之、

沙弥神護歲十
二 豊前國宇佐郡封戸郷戸主幸景戸口宇佐千虎丸

右、被太宰府去天平感寶元年七月六日符偶、被太政官去六月二十三日符偶、今月二十三日奉勅、豐

前國 八幡戶人每年一人、宜令得度、入。弥勒寺者、府宜承知、准勅施行者、國宜承知、依件施行者、每年一人得度之上、被太政官去天慶三年八月二十七日符傳、件年分宜加度二人者、府宜承知、^{彼國}豐前國弥勒寺每年試度者、依太政官兩度符旨、元亨三年分例、以件字佐干虎丸令得度、宮寺共授度緣如件、

元亨三年正月三日 132

宮

大宮司從五位下宇佐宿祢(公教)在

權祝從五位下大神朝臣

權大宮司

祝從五位下大神朝臣

擬大宮司從五位下宇佐宿祢(在)

擬權神主從五位下大神朝臣

權擬大宮司

擬神主從五位下大神朝臣

少宮司從五位下大神朝臣(在)

擬權神主從五位下大神朝臣(在)

權少宮司從五位下宇佐宿祢(在)

神主從五位下大神朝臣(在)

擬少宮司從五位下宇佐宿祢(在)

權擬少宮司從五位大神朝臣(在)

寺

¹³²

¹³³

檢校兼石清水禪別當權少僧都法印和尚位

讀師法橋上人位

物檢校法橋上人位

大檢校法橋上人位在

廣檢校法橋上人位在

檢校法橋上人位在

檢校大法師

檢校大法師

別當大法師

東大寺

大德 隆圓律師

134 まいる

觀世音寺

大德 圓言律師

135 まいる

觀世音寺

大德 樂範律師

136 まいる

權都維那大法師

權寺主大法師

都維那大法師在

寺主大法師在

權上座大法師

上座大法師在

檢校大法師

檢校大法師

別當大法師

檢校大法師

別當大法師

觀世音寺

大德 朝威律師

137 まいる

觀世音寺

大德 永成律師

138 まいる

沙弥神護稽首和尚大德足下

竊以、三學殊途、「必カ」忽會通於漏盡、五乘廣運、資以戒足爲先、是以表無表戒、務衆行之津梁、願無願心、
祈七返之勝躅、但神護宿因多幸、得運法門、未登清禁、夙夜刻悚、今契139元亨二年四月八日、於太宰府
觀世音寺戒壇院、受具足戒、伏願大德慈悲、戲濟少識、謹和南跪、

元亨二年四月八日 沙弥神護跪

和上 讀師兼別當權大僧都法印大和尚位

戒壇院

堂達法師在一

綱所

從儀師傳燈大法師在一

威儀師傳燈大法師在一

府使

文殿

品官

廳頭

正六位上行典上野朝臣在

從五位下行大監小野朝臣在

右、此記者老師權大僧都圓勝「喜多院」依爲遺物相傳之、後代寺中重寶社家珍財也、

天正十三白九月吉祥日 大法師侍從之

寶曆二癸酉九月上浣以喜多院秘藏之本写之

有德坊長編

右、一卷宇佐宮社僧安門坊神應所藏之本也、有子細預置于當門之間、令書寫畢、
文化元年申子夏自當之春三月、以公務暇成就五月下旬

石清水權別權富少僧都法印大和尚位（花押）

◎底本は石清水本を用い、益永家本（以下益本と略す）と『神仏分離史料』本（以下神本と略す）との異同は、以下の注記に記す。但し、明らかな誤記、真字と略字の違いは記さない。

◎史料中の『』は朱書。

◎朱書や貼紙や注記で石清水本のみにあるものは※を付す。

〔注〕

- 1 甲袈裟甲イ→平袈裟（益本と略す）、2 甲→赤（益本）、3 所司法服平袈裟→廳内束・所司法服平袈裟（益本）、ナシ（神本）、4 平→甲（神本）、5 咒→印（益本）、6 王→皇（益本）、7 慈→悲（神本）、8 祠官→祠官序分、9 莊→庄（益本・神本）、10 莊→庄（益本・神本）、11 場→壇（益本）、12 莊→庄（神本）、13 已→以（神本）、14 咒→咒願（神本）、15 莊→庄（益本・神本）、16 役→也彼（益本）、17 自酉日至于卯日致祭→自手酉日至テ卯日致祭（益本）、18 也→ナシ（益本）、19 之→也（益本）、20 祠官廳内→祠官束帶序内同（益本）、21 無→舞（益本）、22 祠官→祠官束（益本）、23 廳内→廳内同（益本）、24 一→朔（益本）、25 平→五帖（益本）、26 祠神イ（益本）、27 ケ→箇（神本）、28 也→ナシ（益本）、29 講→ナシ（益本）、30 简→箇（益本）、31 祠官→祠官束（益本）、32 廳内→廳内束（益本）、33 関→開（神本）、34 祠官→祠官束（益本）、35 廳内→廳内束（益本）、36 十一日年分饗、長吏御所法橋備之→畧之（益本）、37 廳内→祠官・廳内（益本）、38 五帖袈裟→ナシ（益本）、39 禁制→祭制（神本）、40 百二十→百廿（益本）、41 同甲袈裟→ナシ（益本）、42 表衣白裳甲袈裟→ナシ（益本）、

- 43 坐→座（益本・神本）、44 座→坐（益本）、45 所司・錫杖等矣→ナシ（益本） 46 也→ナシ（益本）、47 講衆
 ↓請僧（益本）、48 法服平袈裟→ナシ（益本）、49 同平袈裟→ナシ（益本）、50 同平袈裟→ナシ（益本）、51 束帶
 ↓ナシ（益本）、52 件→伴（神本）、53 請定：巡回までの三行→ナシ（益本）、54 四ヶ日自今日至十六日→ナシ
 （益本）、55 供僧・成業→ナシ（益本）、56 論義講有之、同前→ナシ（益本）、57 同日 童堅義→ナシ（益本）、
 58 三ヶ日、自今……同前→ナシ（益本）、59 寺家請定→ナシ（益本）、60 社→ナシ（益本）、61 社→ナシ（益本）、
 62 日至廿一日 法服平袈裟→ナシ（益本）、63 社→ナシ（益本）、64 社→ナシ（益本）、65 社→ナシ（益本）、
 陪從・舞人已下、所司法服平袈裟→ナシ（益本）、66 檢非違使・御杖人。
 67 堂達^{同甲袈裟}→以下出仕（益本）、68 法服平袈裟
 ↓ナシ（益本）、69 同平袈裟→ナシ（益本）、70 表衣白裏平袈裟→ナシ（益本）、71 神官→ナシ（益本）、72 百一
 十→百廿（益本）、73 寺家請定→ナシ（益本）、74 法服衲衣→ナシ（益本）、75 成業：菩薩師子等→ナシ（益本）、
 76 將軍家御祈ノツギ→御神樂神官アリ（益本）、77 仁王經 所司・供僧勤之→ナシ（益本）、78 法服平袈裟→ナシ
 （益本）、79 同平袈裟→ナシ（益本）、80 表衣白裏平袈裟→ナシ（益本）、81 無出仕→出仕ナシ（益本）、82 府官
 少貳已下束帶→ナシ（益本）、83 樂人→ナシ（益本）、84 請僧：菩薩師子等→ナシ（益本）、85 供僧→ナシ（益本）、
 86 注進：神慮難測矣→ナシ（益本）、87 一、弥勒寺領奉寄次第→弥勒寺領奉寄次第 注進（益本）、88 法堂→ナシ
 （益本）、89 寄→宰（益本）、90 廿九日→ナシ（益本）、91 勤→勤（益本では、すべて「勤」を「勤」と記す）、
 92 破→破（益本）、93 蜜→密（益本）、94 福→禍（益本）、95 一→二（益本）、96 放→放（益本）、97 長久→
 故力

- 久長（益本）、98 途→運（益本）、99 添→泰（益本）、100 等→旨（益本）、^{等歟} 101 依朝家→依 朝家（益本）、
 102 然→奕（益本）、103 皇后→皇后宮（益本）、104 倍→伍（益本）、105 上→以（益本）、106 他→也（益本）、
 107 鎮→鎮（益本）、^{領力} 108 詫→託（益本）、109 見→乍見（益本）、110 事→車（益本）、111 折→打（益本）、112 邏歟
 ↓庭疑（益本）、113 正→正（益本）、^{少輔歟} 114 右→左（益本）、^{右歟} 115 兵衛→左衛門（益本）、^{兵衛力} 116 右衛門→右衛門（益本）、^{兵衛力}
 117 實→貫（益本）、118 比→此（益本）、119 消→涓（益本）、120 堂→當（益本）、121 清→清（益本）、122 小→少
 （益本）、123 寺→等（益本）、124 起→起（益本）、^{建力} 125 堂→當（益本）、126 晦→晦日（益本）、127 太→大（益本）、
 128 紿→賜（益本）、129 師→師（益本）、^師 130 ココニ宇佐檢校殿トアリ（益本）、131 擬大富司宇佐宿称在→ナシ
 （益本）、132 ココニ惣檢校從五位下宇佐宿称判トアリ（益本）、133 五位→五位下（益本）、134 まいる→ナシ（益本）、
 135 まいる→ナシ（益本）、136 まいる→ナシ（益本）、137 まいる→ナシ（益本）、138 まいる→ナシ（益本）、139 濟
 ↓済（益本）、140 實曆三癸酉九月上浣以喜多院秘藏之本写之、有徳坊長編→宝曆三癸酉年九月廿一日、以喜多院秘藏
 本写之、政所惣檢校宇佐光輔（益本）、141 右一卷：大和尚位（花押）→ナシ（益本）

二 『宇佐年中行事』の写本と成立時期

石清水本の『宇佐年中行事』と題する冊子は、その奥書によれば、宇佐宮の弥勒寺僧侶大法師侍従なる人物が弥勒寺喜多院の老師權大僧都圓勝の遺物として天正十三年（一五八五）に相伝したとある。その後、この弥勒寺喜多院の秘蔵本を有徳坊長編という僧侶が宝暦三年（一七五三）九月に書写し、この本が宇佐宮社僧安門坊神應に伝えられたが、これが事情があつて石清水八幡宮に預けられ、その機会に文化元年（一八〇四）五月下旬に石清水權別當少僧都法印が書きしたとある。

したがつて、この写本は、文化元年（一八〇四）の書写本ということになる。冊子の体裁になったのは、この段階と推測され、本来は、「一巻」とあるように巻子仕立てのものであつたと思われる。

益永家本の『宇佐年中行事』は『宇佐宮年中行事并彌勒寺領奉寄次第』という題があり、石清水本と同じく、天正十三年（一五八五）に弥勒寺僧大法師侍従が老師權大僧都法印圓勝の遺物として相伝した本が基になっている。これを同じく宝暦三年（一七五三）九月二十一日に書写しているが、書写した人物が僧ではなく、宇佐宮神官の政所惣檢校宇佐（益永）光輔となつてゐる。両方本とも法印圓勝相伝の弥勒寺喜多院本を基に写本である。

また、『神仏分離史料』所収の本は、前半の年中行事のみで、奥書などがまったくなく、出典も不明であるが、その内容は石清水本と近い。しかし、校合すると、明らかに同一本ではなく、石清水本と益永家本以外に、『神仏分離史料』に採られた別の本があつたことはまちがいない。

さて、『宇佐年中行事』は、すでに述べたように、すべてが年中行事の内容からなるかというとそうではなく、基本的に二つの内容からなつてゐる。その形式は、注進状の形式を探り、石清水本前半は、「宇佐宮寺年中行事」の注進、後半は、「宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司寺領代々聖主勅裁事」（その内容は天平九年の弥勒寺建立託宣・尊神重常寺御事・弥勒寺領奉寄次第・修正会に関する大菩薩託宣・尊神三帰五戒御師毎年度者本縁事とからなる）が注進されている。

『神仏分離史料』所収の本は、この前半部しかないので全容は不明である。

これに対し、益永家本は、二つの内容からなるが、その題にもあるように、前半部は、「宇佐宮寺年中行事」と同じであるが、後半部は、次のように始まる。

彌勒寺領奉寄次第 注進

聖武天皇震筆御起請文

石清水本にあるように、本来「宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司寺領代々聖主勅裁事」が括っていた五つの内容のうち、天平九年（七三七）の弥勒寺建立託宣や尊神重常寺御事の部分を脱落させ、五つの項目の一つであった弥勒領奉寄次第を全体を括るタイトルとしているのである。

奥書によれば、石清水本も益永家本も弥勒寺喜多院の同一本を江戸時代の宝暦三年（一七五三）九月というまったく同じ時期に写したものであるのに、益永家本は、なぜ一部を脱落させたのであろうか。書写のミスとは到底考えられない。おそらく、江戸時代の宇佐宮の神官には、弥勒寺の建立託宣や八幡と弥勒寺の由来を記した部分は不要であり、意識的に脱落させたとみられる。

年中行事においても、もともとの弥勒寺秘蔵本にはなかつたと思われる祠官や庁内という神官の服装に関する注記を追補したり、寺に関する記事を一部落としたりしている場合がある。また、尊神三帰五戒御師毎年度者本縁事の部分に引用された文書の中の元亨三年（一二三三）の文書には、「惣檢校」の名が追補されている（注一一九・一二一）。このような事実から、書写した惣檢校益永（宇佐）光輔が書写の際に、宮方の視点で意識的に手を加えた可能性が高いのである。

それでは、いわゆる『宇佐年中行事』は、いつ成立したのであらうか。天正十三年（一五八五）には、すでに存在していたことは間違いないが、これは成立時期ではない。石清水本『宇佐年中行事』の後半部の「宇佐弥勒寺御建立御託

宣并所司寺領代々聖主勅裁事」の「弥勒寺領奉寄次第」や益永家本の後半の「弥勒寺領奉寄次第」に所収されている文書の最終年号は、元亨三年（一二二三）四月八日であり、この文書群は鎌倉時代末以前ものしか所収されておらず、十四世紀前半の成立を推測させる。

また、「宇佐宮寺年中行事」の中には、十月十三日の弥勒會八講發願の項で「件僧供之頭者、豊前・豊後両國寺領地頭等代一度之勤役也、近年、或募權門、或寄事於異國警固、一向對捍」とあり、近年、異國警固を口実に、豊前・豊後の弥勒寺領の地頭たちが役を対捍していると記載されている。これは、この年中行事の注進が少なくとも文永・弘安の役以降の鎌倉時代のうちに作成されたことを示している。先の最終年号の文書から推測して、元亨年間直後の時期と考えて矛盾はない。

一方、この時期は、宇佐宮は、延慶二年（一二〇九）の大火灾などがあり、宇佐宮の根幹の祭礼である放生会や行幸会や遷宮や勅使派遣がこの時期を境に一時途絶する。元亨元年（一二二一）には、継続的な勅使の最後の派遣があり、直後には行幸会が行われ、これも途絶する。また、正和年間には、宇佐宮の記録を整理した『八幡宇佐宮御託宣集』が弥勒寺の僧神吽によって作成されている。このようなことから考えても、この時期に宇佐宮寺の年中行事や「宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司寺領代々聖主勅裁事」などが注進された可能性は高かつたと考えられる。

三 『宇佐年中行事』の内容

それでは、次にその内容から史料の性格を若干分析してみよう。右は、宇佐宮の年中行事で最も詳しい記録である『宇佐宮斎会式』と「宇佐宮寺年中行事」に記されている行事を比較したものである。

「斎会式」		「宮寺年中行事」	
正月	一日	白散御酒奉備事	宮寺拝礼
	二日	朝拝・季楽	修正会儀式
	三日	斎会	修正会儀式
	四日	修正会結願	修正会儀式
	八日		修正会儀式・年分度者試戒経
二月	十三日	最勝八講発願	
	十四日	心経会	
	晦日	踏調会	
辰日・午日・申日・中卯日	春大祭	宮寺吉祥御願	
	子日・丑日・寅日・卯日	宮寺心経会	
		宮寺踏調会・最勝講詰願	
		修学院沐浴	
		講堂二月会発願	

						七日 八日 初卯日 十三日 十五日	
五月 一日 野走	神馬将参 安居発願	灌仏会 御更衣 御節会	大菩薩御更衣 大菩薩御国闕	春季八講発願 大菩薩御国闕	二月会結願 四王堂修正 御神樂		
十五日 中辰日 十七日	神馬血指 安居発願 野馳競馬 大多羅知姫御国闕三十講発願	夏季染 寺家灌仏会 夏季八講発願 宮寺安居発願	夏季染 大菩薩御更衣 大菩薩御国闕	石塔会 宮寺万燈会（桜会）	一切経会 一切経会		
八日 十三日 一日							

				三日	
				六月 中旬日	
				十八日 二十八日 晦日	御田植 御祓会
				七月 一日 七日 十四日 十五日 十六日	季樂 虫振 季樂 季樂 季樂 季樂
					宮蓮花会 寺蓮花会 御祓会
					五月会
					内乘競馬 宮御炊殿節供
八月 一日 八日 十一日 十三日	浜本立 宮安居結願 宮安居結願 放生会屋形賦 放生会屋形賦 宮試樂 相撲十番（内取と称す） 放生会和間屋形見 屋形見				

十九日	十四日	十一月 二十四日	十一月 初卯日	十月 十三日	十月 八日	十月 一日	九月 二十八日	十四日
十四日	十二月 二十二日	神樂	弥勒会発願	御更衣	御節供	和間迎講義式	相撲以下の事(放生会本番)	蟻饗 御出立
								神輿和間臨幸
								相撲十番(放生会本番)
								宮御炊殿節供
								寺喜多院常行堂引聲発願
								秋季八講

二十三日	仏名会	宮仏名会発願
晦日	御供	八子祭
	御炊殿節供	河祓
	豊前国白散を貢進	

『斎会式』は、その奥書によれば、享徳三年（一四五四）九月に大宮司公弘によって誌されたものである。その編纂の基になつたものは、建武年間の書類などかなり古い記録など基にしているが、ここに記されたものは、基本的に宮方からみた記録であり、「宇佐宮寺年中行事」と比べると、欠落している行事も多く、弥勒寺関係の法会はほとんど記されていない。それに対して、「宇佐宮寺年中行事」は、宮方と寺方の両方の儀式を詳細に載せており。しかも、寺方の法会については、基本的にその儀礼の経済的裏付け、どのような莊園からの役でまかぬか等を記しており、弥勒寺を中心とした年中行事の記録であることは明らかである。

また、石清水本の後半の「宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司寺領代々聖主勅裁事」は、①弥勒寺の成立に関する託宣、②弥勒寺に八幡が常寺するようになった経緯、③弥勒寺領に関連する文書群（左記に目録を掲げる）、④修正会に関する大菩薩託宣、⑤正月三日に行われる年分度者の儀式に関する託宣などと年分度者に関する文書群（左記に目録を掲げる）が収められている。

【③の文書目録】

天平勝宝元年十月（？）二九日 聖武太上天皇勅書

天平感宝元年六月二十三日 聖武太上天皇勅書
長保元年六月二十三日 太政官牒
永保元年九月二十三日 比叡山延暦寺灌頂牒
元暦二年四月二十三日 後白河法皇院厅下文
文治二年四月十三日 後白河法皇院厅下文
建久三年十一月一日 左弁官下文
建保三年九月十一日 左弁官下文
文永元年九月二十三日 左弁官下文

〔⑤の文書目録〕

天平感宝元年七月二十三日 太政官符
天慶三年八月二十七日 太政官符
永仁六年六月十三日 伏見天皇綸旨
永仁六年六月十五日 仲親奉書
元応二年三月十七日 大宰帥近衛寒香書状
元亨三年正月三日 年分度者貢進状
元亨三年正月三日 宇佐千虎丸度縁
元亨三年四月八日 沙彌神護戒牒

このような後半部の内容からみても、これが弥勒寺の儀式やその由来をまとめたものであることは明らかであり、そ

の作成者は弥勒寺関係者であるとみてまたがいない。奥書から弥勒寺喜多院の相伝の本であったことが推測されることから、その作成も弥勒寺の中核となっていた喜多院あたりで行われたとみられるのである。

詳細な検討は別の機会としたいが、まず年中行事の内容について若干の指摘をしておきたい。鎌倉時代の宇佐宮の祭礼には、「宮蓮花会」「寺蓮花会」「宮仏名会」「寺仏名会」などと宮方と寺方で区分されるものと、「宮寺拝礼」「宮寺万燈会」「宮寺安居」や「御祓会」「放生会」などのように宮と寺双方で行うものからなっている。ただし、「宮寺」と書くものと、何も書かないものの違いはよくはわからない。本来、寺に独自な祭会があるのは当然であり、宇佐宮では、石清水八幡宮とは異なり、莊園も宮方と寺方に別れていた。鎌倉時代は、宮方は、近衛家を本所として、寺方は石清水八幡宮の支配下にあり、さらに宇佐宮の祭礼を複雑なものとしていたのである。

また、これまでに知られている史料とは、祭礼の日が異なるものがある。例えば、大菩薩の御国閑（閑カ）の日は、平安時代は二月十三日であったが、鎌倉時代には二月十五日となっている。大菩薩の御誕生会も平安時代は十二月二日であったが、新史料では、十二月十四日となっている。

最後に、これまで未紹介であった「宇佐弥勒寺御建立御託宣并所司寺領代々聖主勅裁事」の①②と④⑤の本文の部分に触れておこう。この部分にとられた託宣は、『八幡宇佐宮御託宣集』や『宇佐大神宮縁起』などにほとんど同文が収められているものとまったく収録されていないものがある。さらに、その託宣を解説した記述の部分が注目される。

①ここには、（ア）天平九年（七三七）四月七日の弥勒寺建立に関する託宣と天平十年（七三八）五月十五日の弥勒寺建立の記述、（イ）社は芝葺、寺は瓦葺とすべき託宣、（ウ）我が身が悩むとも、寺を煩わさないという託宣、（エ）我が社の古木をもって寺を修理すべしという託宣、（オ）神道の名を借りるのは、邪衆を出家させんがためであり、弥勒出世のときには必ず得脱できるという託宣、などが収められている。

このうち、①—（ア）の託宣は、『八幡宇佐宮御託宣集』や『宇佐大神宮縁起』では、「聖武天皇十四年 天平九年丁

丑四月七日、託宣、我礼當來導師弥勒慈尊平欲崇布、遷立伽藍奉安慈尊利、一夏九旬乃間、毎日奉拜慈尊牟者、依大神願奏大政官、始自同十年五月十五日、從日足禪院之後十三年移來建立之、今弥勒寺是也」とあり、弥勒寺は日足から現境内地に移され、建立されたとあるが、同じ託宣ではあるが、線部分の部分の記載「遷立伽藍」が、『宇佐年中行事』①-(ア)の託宣では単に「建立伽藍」となっている点である。「遷立」と「建立」の一文字の違いであるが、これは大変興味深い違いである。

弥勒寺の前身の寺として現在の宇佐宮の谷の東隣の日足には、弥勒禪院と南無会の勝恩寺があつたといわれているが、これまでの調査では、これらの寺の遺跡も遺物も発見されない。勝恩寺については、南無会に勝恩寺の小名があるが、禪院に至つてはその痕跡がまったくない。弥勒寺側の史料が単に「建立」と書いているというのもこのような事実からすると注目しなければならない。日足から寺を移しという話が架空であつたとする可能性も出でくる。

最近の研究で弥勒寺の初代別当である法蓮が山本の虚空藏寺を拠点としたことは確実となつてきているが、宇佐氏の法蓮が大神氏の勢力の強い御許山山麓の日足の谷に弥勒寺禪院を建立したというのは説明がむずかしい。このとからすると、日足の弥勒禪院架空説も真実身を帯びてくるし、あつたとしても極めて規模の小さなものかもしれない。

また、①-(イ)-(ウ)-(オ)の託宣は、『八幡宇佐宮託宣集』や『宇佐大神宮縁起』には見られない上に、①-(イ)-(オ)の託宣の内容は、宮が重視され、寺が軽じられないよう、社殿は芝葺きで、寺は瓦葺きにせよという託宣、我が身が悩むとも、寺は煩わさない託宣、遷宮の際に、正殿の古木を寺側に渡し、弥勒寺の修復に使用せよという託宣、神道の名を借りて人々を救うという託宣などであり、まったく寺側中心の託宣である。

②の天平十六年(七四四)八月十四日託宣は、『託宣集』卷六小倉山社部上に同様の託宣がある。最後の部分がやや異なり、『託宣集』では「毎年七月十五日有祭矣」とあるところが「毎年七月十五日宮守令相對於彼石牀之前、被行節會矣」とあり、詳しく述べている。さらに、その後で、この時に放生会の請定者が決められるので、この会がないと、

放生会が延怠するとしている。

①②は、益永家本には意識的に落とされているが、これらの託宣や記述が弥勒寺がないと宇佐宮は成り立たないという論理に貫かれていためであろう。この託宣が真実かは明らかではないが、『託宣集』や『宇佐大神宮縁起』の成立した時代に、より弥勒寺に近い人物が、宇佐宮の行事やその由来を整理しようとしたものであり、『託宣集』や『宇佐大神宮縁起』には見られない事実がある点が注目されるのである。

次に、④⑤の託宣や記述である。④も、『託宣集』や『宇佐大神宮縁起』には見られない修正会に関する託宣があり、その中で、八幡大菩薩は、十二月晦日に寺家に移とされており、これをもって寺側はすべての宇佐の行事は寺から始まり「寺無くして神事あるべからず、社なくして仏会あるべからず」と主張している。これも本来であれば、益永家本では削除される可能性があった部分であるが、「社無くして仏会あるべからず」ともあり、削除を免れたと思われる。

⑤は、『託宣集』や『宇佐大神宮縁起』にも、ほぼ同様の託宣が所収され、年分度者に関する奈良時代以来の文書が入れられている。この文書は、天慶三年のものまではほぼ同じであるが、元亨三年の文書は、『託宣集』や『宇佐大神宮縁起』にはない。託宣の部分の後には、正月三日の夜の度者に対する試經（法華經・最勝王經の試読）と神字授与（宇佐宮では得度僧に「神」の字を与える、「神吽」などと名乗らせる）のことを記す。

これらの託宣や記述は、寺を中心とした論理に貫かれた託宣や記述である。①②が益永家本で省略されたのは、すでに述べたごとくこの記述の性格故であろう。その内容が真偽ははわかわないが、宮方とは異なる新しい史料として注目しておく必要がある。

また、前半の年中行事注進と後半は一見無関係にも見えるが、よく見ると、①から⑤において、宇佐宮寺の行事の由來や行事の意味付けを弥勒寺側から行ない、行事を支える弥勒寺領に関する史料や年分度者等の史料を集めていたることから、この二つの注進状形式の文書は、密接に関連しており、石清水本が『宇佐年中行事』という題を付けたの

も納得される。

我々は、これまで宮方の史料を中心に宇佐八幡宮を見てきたが、この『宇佐年中行事』によって、弥勒寺側からみた古代・中世の新しい宇佐宮の姿を発掘することができると確信する次第である。敢えて屋上屋を架すがごとき作業をしたのはこのよう考えたからにほかならない。

〔追記〕

新任の教員として別府大学に赴任した私の隣の研究室におられたのが、村上充英先生でした。わずか一年でしたが、十年も同じ職場にいたような強い印象が残っています。村上充英先生の一周年忌に当たり、本稿を謹んで靈前に捧げ、先生のご冥福を祈りたいと存じます。

なお、史料調査については、石清水八幡宮の西中道氏、同研究所の田中君於氏、宇佐八幡宮の須磨和啓氏、宇佐市教育委員会の乙咩政巳氏、原稿作成に当たっては、別府市在住の緒方英夫氏にご協力を賜った。記して感謝したい。また、この研究は、文部省科学研究費による成果の一部である。